

宮崎県企業局庁舎清掃業務実施要領

企業局庁舎の清掃については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定（建築物環境衛生管理基準）及びこの要領に基づき、庁舎の衛生と美観の保持に努め、清潔にして安全な業務を実施すること。

- 1 業務範囲
宮崎県企業局庁舎（敷地を含む。）
- 2 業務内容

	内 容	清掃概要	清掃時期
1	庁舎内外清掃	防塵、水拭等	毎日又は数日単位
		衛生設備の保全等	必要が生じたとき
2	定期清掃	ワックス塗布等	年4回
3	特別清掃	窓ガラス清掃	年2回
		局長室清掃	年1回

3 要領

- (1) 日常清掃（庁舎内外共用部分等、毎日）

清掃箇所	清 掃 要 領
玄関出入口	<ol style="list-style-type: none"> ① 掃き掃除 ② マット類の除塵 ③ 乾拭きによる玄関扉の磨き上げ ④ ドアガラスの拭き上げ ⑤ ドアノブの消毒
ギャラリー その他1階床面	<ol style="list-style-type: none"> ① 掃き掃除 ② 水絞りモップ又は乾きモップによる拭き掃除（汚れの目立つ部分のみ） ③ 中性洗剤による洗浄（汚れの目立つ部分のみ） ④ 椅子、テーブル等の整理整頓、磨き上げ ⑤ カーテンの開閉（必要に応じて） ⑥ 鉢植木の水やり ⑦ マット類の除塵
各階の廊下及びエレベーターホール	<ol style="list-style-type: none"> ① 掃き掃除 ② 水絞りモップ又は乾きモップによる拭き掃除（汚れの目立つ部分のみ） ③ 中性洗剤による洗浄（汚れの目立つ部分のみ） ④ 椅子の整理整頓、磨き上げ ⑤ ドアノブの消毒
洗面所及び便所	<ol style="list-style-type: none"> ① 床面の清掃（廊下の清掃方法による） ② 鏡の乾拭き ③ 特殊薬品による大小便器の洗浄 ④ 紙屑入れ及び汚物入れの内容物の回収処理・消毒 ⑤ 乾拭きによる金属部の磨き上げ ⑥ トイレットペーパー、水石鹼及び便座シートの補充 ⑦ 洗面台・ドアの磨き上げ

清掃箇所	清 掃 要 領
喫煙スペース	① 掃き掃除 ② 灰皿の掃除（吸い殻等の取り除き、灰皿のタオル拭き）
湯沸室	① 床面の清掃（廊下の清掃方法による） ② 洗剤等による流しの洗浄 ③ 乾拭きによる湯沸器の磨き上げ ④ 衛生器物の手入れ ⑤ ゴミ袋等の補充 ⑥ 生ゴミ・茶殻の収集（毎夕）及び地下ゴミ置き場への搬出 ⑦ 乾拭きによる壁面の磨き上げ
エレベーター	① フロアマットの除塵 ② 乾拭きによる内部壁面及び鏡の磨き上げ ③ エレベーターボタンの消毒
各階の階段	① 手摺りの羽毛払いによる除埃及び消毒 ② 湿った雑巾等による拭き掃除 ③ 真鍮部の乾拭き ④ 階段の床面の清掃（廊下の清掃方法による）
庁舎敷地	① 掃き掃除 ② 庁舎回りの草取り、庭木の剪定（必要に応じて） ③ 庭木の散水（夏季以外の日は必要に応じて行い、夏季（6月から9月まで）は毎日夕方1回散水）
地下駐車場	掃き掃除（必要に応じて）
配管（線）室 （1階から 8階まで）	掃き掃除（必要に応じて）

(2) 設備等保全作業（庁舎内外共用部分等、必要が生じたとき。）

作業箇所	作 業 要 領
企業局庁舎内外 清掃区域	① 衛生設備、給水設備等の保全作業及び異状発生時の報告 ② 漏水等の応急措置、蛇口パッキン取替等の軽微な保全及び修繕作業 ③ 衛生設備等の保全及び軽微な修繕作業 ④ 庁舎共用部分に設置された電灯の取替作業 ⑤ 庁舎1階給水栓における水質の測定（法律に基づき7日以内ごとに測定する遊離残留塩素等の5項目検査）及び報告の実施

(3) 定期清掃

ア 共用部分（年4回：おおむね6月、9月、12月及び3月）

清掃箇所	清掃要領
玄関出入口	① 壁及び窓の塵払い ② 研磨剤及びガラス拭き用薬品等による玄関扉金属部分の磨き上げ ③ マット類洗浄
ギャラリー その他1階床面	① 中性洗剤等による洗浄 ② 研磨剤による磨き上げ ③ 壁及び窓の塵払い
各階の廊下 エレベーターホール	① 中性洗剤等による洗浄 ② Pタイル箇所のワックス塗り込み ③ 研磨剤による磨き上げ ④ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い
便所及び洗面所	① 洗剤等による床面の洗浄 ② ワックス塗り込み（必要箇所のみ） ③ 高級洗剤による大小便器（アク洗浄等）の拭き上げ ④ 窓、壁、天井及び照明器具の塵払い ⑤ 換気扇の磨き上げ
湯沸室	① 洗剤等による流しの磨き上げ ② 中性洗剤による床面の拭き上げ ③ ワックスの塗り込み（必要に応じて） ④ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い ⑤ 茶殻入容器の散水洗浄及び消毒
エレベーター	① 中性洗剤等による床面の洗浄 ② 中性洗剤等による壁、扉、操作盤の拭き上げ ③ 壁、扉、操作盤の水拭き及び乾拭き ④ フロアマットの洗浄
各階の階段	① 中性洗剤等による洗浄 ② ワックスの塗り込み（必要に応じて） ③ 研磨剤による磨き上げ ④ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い ⑤ 出窓（上部）の拭き掃除
屋外	① 散水洗浄 ② 庁舎表示板等金属部分の防錆処理 ③ ピット（1階南入口の横）の掃き掃除

イ 専用部分（年4回：おおむね6月、9月、12月及び3月）

清掃箇所	清掃要領
県電ホール （床面積257㎡、 カーペット敷）	① カーペットのシミ抜き及びクリーニング ② 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い
主催者控室 （床面積14㎡）	① 掃き掃除及び水拭き掃除 ② ワックスの塗り込み ③ 研磨剤による磨き上げ ④ 洗剤等による流しの磨き上げ ⑤ 茶殻入れ容器の散水洗浄及び消毒 ⑥ 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い

(4) 特別清掃

ア 窓ガラス（年2回：おおむね7月、1月）

清掃箇所	清 掃 要 領
庁舎窓ガラス （1階から 8階まで）	① 水又は中性洗剤をシャンプーホルダーに染み込ませてガラス面に塗布 ② スクイジーによる汚水の除去 ③ 水分を絞り研磨剤をつけたウエスによる磨き上げ（汚れが目立つ場合のみ） ④ 乾いたウエス（あるいはセーム皮）による汚れ及び水気の拭き取り ⑤ ウエスによるサッシ等の窓枠についた水分・汚れの拭き取り

項 目	留 意 事 項
1 操作員の選定	労働安全衛生規則第36条第1項第20号に基づくゴンドラ操作の講習を受けた窓ガラス外装清掃の熟練者
2 監視人の選定	① 5m以上の高所作業技能を習得した高所作業の熟練者 ② 地上監視員
3 安全装備の点検	① 命綱（安全帯長1.5m以上幅60mm以上）の点検 ② 屋上支持物への取付法点検確認 ③ 取付金具の点検（丸環フックパイプ等） ④ 安全帽・安全靴その他保護具の点検確認 ⑤ 服装の確認（手袋、作業服、履き物等の点検確認、半裸の厳禁）
4 積載物の落下防止	① 作業中の物の投げ下ろし厳禁 ② 携行品の限定の確認 ③ 材料器具、ウエス等の落下防止 ④ 物品上げ下ろし器具点検 ⑤ 器具の置き方点検確認 ⑥ 作業に必要な連絡方法の徹底
5 ゴンドラの点検	① 点検表により直接点検 ② 試乗して安全確認 ③ ワイヤリップ・クリップ・ピン・ボルトなどの連結金具の異常の有無の点検 ④ 巻き過ぎ防止装置、その他安全装置や振動装置の機能の確認 ⑤ 建築物付属の確認 a 設備の保守責任者の立会い b 建築物付属の支持物の使用可能状態の点検確認
6 ゴンドラの取り付け	① 建築物付属の支持物の使用可能状態の点検確認 ② ゴンドラ設置の作業中の支持物への確実な取付方法を行い、指示し、設置した状態での確認
7 立看板及びロープ張り	① 地上（道路上）の危険区域の表示又は、トラロープ等での一般通行者の立入防止の立て看板の有無の確認 ② 道路使用許可証交付の確認 ③ 道路使用許可証指定内容に基づく設置方法の確認 ④ 道路使用許可証指定作業時間の確認 ⑤ 地上監視人の確認

項 目	留 意 事 項
8 作業中のゴンドラの取扱	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業員の心身異常の有無の確認 ② 2名以上の作業員がいる場合の作業分担事項の明確化 ③ 指定した合図によるゴンドラ操作 ④ ゴンドラ正常操作時の指示（ホイスト用手動機、ブレーキの緩めつまみなどに触れない） ⑤ ゴンドラ使用時中の操作位置の指示（操作員は位置を離れない） ⑥ 使用する機械器具等の異常欠陥を発見した際の報告 ⑦ ゴンドラ操作時中の停止条件の確認 <ul style="list-style-type: none"> a 窓ガラス外装作業中の停止条件の指示 b 建築物に設置してあるゴンドラのアームを回転させたり角度を変えるときは、同作業床の昇降を止めた上で施行
9 停電故障の場合の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ① 昇降制御器の確認 <ul style="list-style-type: none"> a 作業員に昇降制御装置が停止位置にあることを確認 b 監視員を通し災害防止責任者による指示 ② それぞれのホイストを同時に操作するための協力 ③ 自動ブレーキバーを働かせ、電動機のブレーキ緩和 ④ 自動レバーを緩めさせ、デッキ本体の降下 ⑤ 操作中片方のホイストが駆動不能の場合は直ちに操作を停止し、偏荷重になっているか否かを確認 ⑥ 偏荷重になっていない場合は、電動機の過負荷の状態を確認
10 作業終了後のゴンドラ取扱確認	<ul style="list-style-type: none"> ① 所定の位置に格納したかどうかを確認（休憩時も同） ② 操作盤の手動スイッチ及び元スイッチの切断 ③ 作業場所及びその周辺の原状回復
11 火気の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災予防のため定められた場所以外での火気厳禁 ② 指定場所での喫煙 ③ 火気始末の確認 <ul style="list-style-type: none"> a 歩行中又は作業中のくわえタバコの禁止 b 火気を使用した所を離れる際の消化等の確認

イ 局長室（年1回：おおむね3月）

清掃箇所	清 掃 要 領
4階局長室 (床面積60㎡、 カーペット敷)	<ul style="list-style-type: none"> ① カーペットのシミ抜き及びクリーニング ② 壁、窓、天井及び照明器具の塵払い